

国有林の地域別の森林計画(平成22年度樹立)の概要

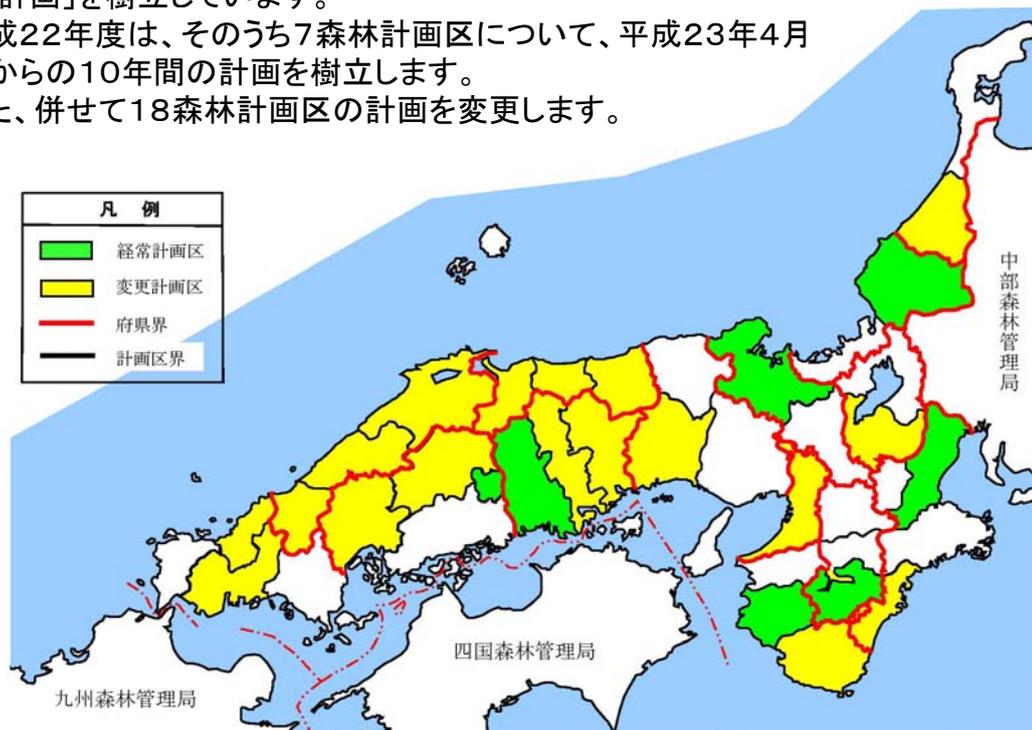
近畿中国森林管理局

I 対象となる森林計画区

近畿中国森林管理局では、管内の40森林計画区について、「国有林の地域別の森林計画」を樹立しています。

平成22年度は、そのうち7森林計画区について、平成23年4月1日からの10年間の計画を樹立します。

また、併せて18森林計画区の計画を変更します。



○経常樹立する森林計画区:上図緑色

越前(福井県)、北伊勢(三重県)、由良川(京都府)、北山・十津川(奈良県)、紀中(和歌山県)、高梁川下流(岡山県)、高梁川上流(広島県)

○変更する森林計画区:上図黄色

加賀(石川県)、尾鷲熊野(三重県)、湖南(滋賀県)、大阪(大阪府)、揖保川(兵庫県)、紀南(和歌山県)、日野川、天神川、千代川(鳥取県)、江の川下流、斐伊川、高津川(島根県)、旭川、吉井川(岡山県)、江の川上流、太田川(広島県)、山口、萩(山口県)

「国有林の地域別の森林計画」とは・・・

森林管理局長が、全国森林計画に即して、森林計画区毎に、国有林野及び公有林野等官行造林地の森林の整備及び保全に関する基本的な事項について、5年毎にたてる10年間の計画です。

具体的には、次のような項目について計画をたてます。

- 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事
- 造林面積その他造林に関する事
- 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事
- 林道の開設その他林産物の搬出に関する事
- 保安施設に関する事

Ⅱ 森林計画の樹立(経常)について

1 基本的な考え方

全国森林計画(平成20年策定)に即し、自然的条件、社会的・経済的背景及び地域の動向を踏まえつつ、以下の考え方を基本として森林整備及び保全の目標を明らかにします。

○公益的機能の発揮を図りつつ、木材資源の効率的な循環・利用するための森林の整備や保全を進めます。

・人工林の長伐期化や育成複層林への誘導、天然生林の的確な保全・管理などにより、質的充実を図ります。

・重視すべき森林に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ります。その際生物多様性の保全に配慮します。

・京都議定書に定められた二酸化炭素の森林吸収量を確保するため、間伐等の森林整備を着実に実施するとともに保安林等の適切な管理を推進します。

○森林とのふれあいの場やボランティア活動等による森林づくりの場としての利用など森林空間の様々な利用に対応する他、景観の保全や花粉症の抑制など、国民ニーズを踏まえた森林資源の整備・保全を推進します。

○里山や文化遺産等が多いことを踏まえ、自然環境や生活環境、文化財等の保全への貢献に配慮します。

・都市近郊林や中山間の森林について、生物多様性の保全、山地災害防止対策、景観の保全・形成などを図ります。

・世界文化遺産、国宝、重要文化財等に指定されている建造物等の維持・修繕のための資材の供給や背景林としての景観の保全・形成などに貢献します。

○施業の効率化・低コスト化を推進します。

2 計画の概要

○森林の整備及び保全の基本方針

森林が持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林と地域の特性、森林資源の状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を勘案してそれぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて3つの機能類型に区分し、この区分を踏まえ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ります。



【水土保全林】
水源のかん養や山地災害の防止を重視します。



【森林と人との共生林】
森林生態系の保全や生活環境の保全、森林空間の適切な利用を重視します。



【資源の循環利用林】
木材等の生産を重視します。

本年度樹立の7計画区では、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」(これらの森林を合わせて公益林と呼びます。)の面積が、全体の91%を占めます。

森林計画区の面積と機能類型別の面積

単位:百ha

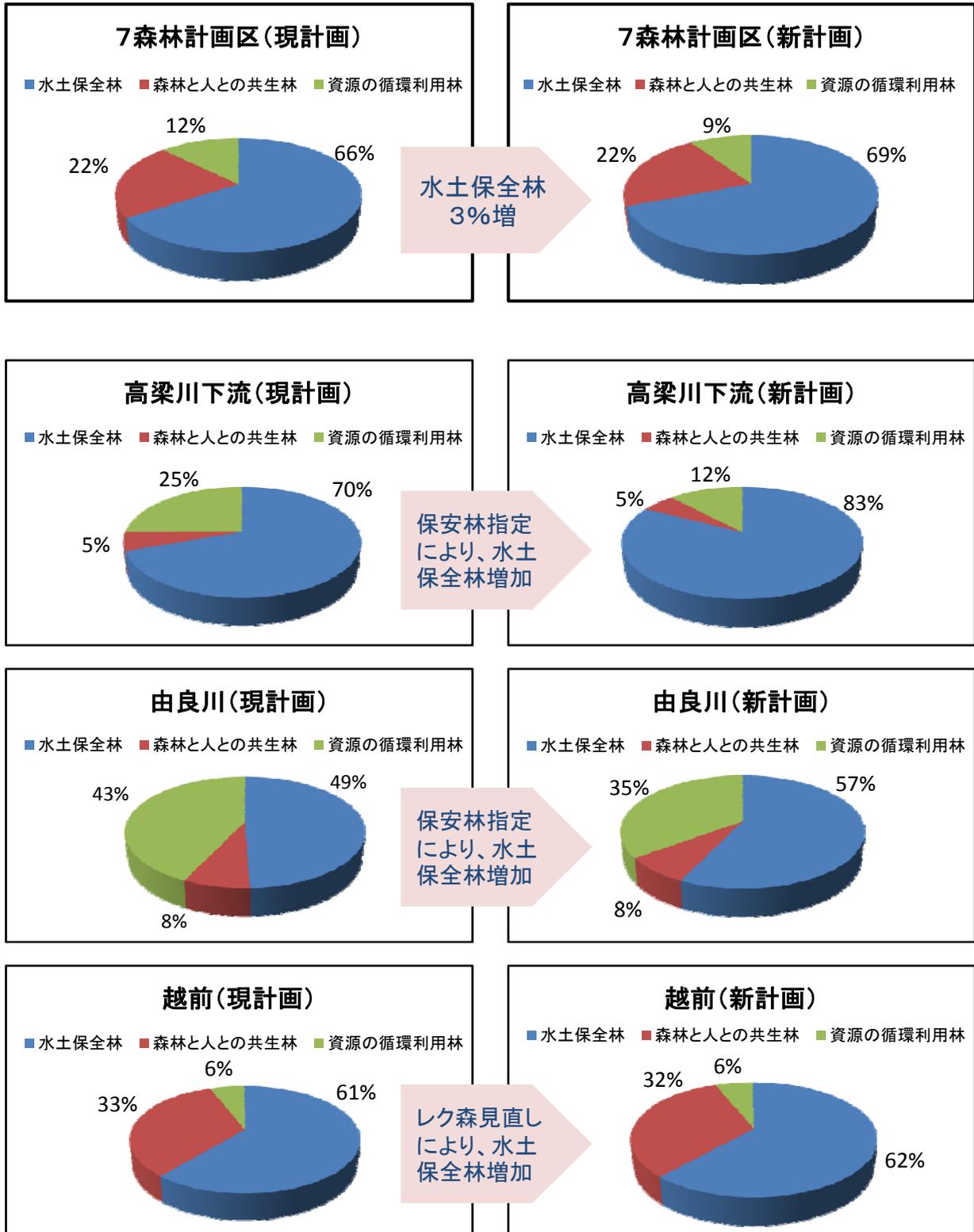
森林計画区	総面積	国有林野、官行造林地別		森林の区分(機能類型)		
		国有林野	官行造林地	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
越前	309	290	18	190	100	18
北伊勢	28	25	3	23	1	4
由良川	43	28	15	24	3	15
北山・十津川	89	87	1	63	23	3
紀中	26	23	3	19	2	5
高梁川下流	105	96	9	87	6	13
高梁川上流	37	37	0	33	2	2
計	636	586	49	439	137	60

注:計は、端数の関係で計画区毎の数値を合計したものと合致しない場合がある。

本計画においては、水源かん養機能を高めるための保安林の指定やレクリエーションの森の見直し等を踏まえ、下記3森林計画区で機能類型区分の見直しを行い、新計画では、水源のかん養や山地災害の防止を重視する森林(水土保持林等)を約2,100ha増やしました。

また、官行造林地の契約解除等にともない北伊勢、由良川、北山・十津川、紀中、高梁川下流の5森林計画区で、資源の循環利用林が約200ha減りました。

[平成22年度樹立森林計画区の機能類型別森林面積の割合]



○森林整備の計画量

本年度樹立の7計画区の事業量は次のとおりです。

伐採量

森林計画区	伐採立木材積(千m ³)		
	主伐	間伐	合計
越前	47 (40)	58 (5)	105 (45)
北伊勢	40 (20)	79 (2)	119 (22)
由良川	224 (217)	48 (10)	272 (227)
北山・十津川	5 (-)	139 (1)	144 (1)
紀中	83 (42)	68 (3)	151 (45)
高梁川下流	143 (31)	352 (25)	495 (56)
高梁川上流	36 (-)	101 (1)	137 (1)
計	578 (336)	845 (47)	1,423 (383)

注:計は、端数の関係で計画区毎の数値を合計したものと合致しない場合がある。

()は、官行造林地で内書

・列状間伐等により、効率化・低コスト化を進めます。



・間伐や育成複層林施業等により、広葉樹の導入を図ります。



造林・林道・治山施設

森林計画区	造林面積(ha)		林道(km)		治山施設
	人工造林	天然更新	開設	拡張	地区数
越前	-	5	1	0	52
北伊勢	45	33	4	7	5
由良川	11	67	4	6	19
北山・十津川	5	53	5	-	12
紀中	151	-	4	-	22
高梁川下流	281	318	10	3	13
高梁川上流	102	69	3	-	6
計	595	545	31	16	129

注：計は、端数の関係で計画区毎の数値を合計したものと合致しない場合がある。
林道欄は、国有林林道の開設・拡張であり、国有林の中にある民有林林道は含んでいない。

・国民の安全・安心の確保を図るため、
荒廃地等を対象として、治山事業を行います。

・機能類型に応じた林道等、路網の整備を進めます。



Ⅲ 計画の変更について

1 林道の開設・拡張に係る計画の変更

森林の整備を進めるため、国有林林道の開設、拡張の計画を追加します。

森林計画区	開設・拡張別	路線数	延長	森林計画区	開設・拡張別	路線数	延長
加賀	開設	1	3.13km	千代川	開設	1	1.50km
尾鷲熊野	開設	4	5.58km	江の川下流	開設	1	1.15km
湖南	開設	3	2.50km	斐伊川	開設	3	2.35km
大阪	開設	1	0.82km	高津川	開設	6	6.40km
揖保川	開設	3	6.80km	江の川上流	開設	4	6.73km
紀南	開設	7	5.20km	〃	拡張	1	1.00km
日野川	開設	1	2.00km	山口	開設	2	2.34km
天神川	開設	1	1.50km				
〃	拡張	(1)	0.60km	計		39	

注：路線数欄の()は、現計画の路線で行うもので外書

この他、国有林の中にある民有林林道について、関係県の地域森林計画と調整のうえ、旭川、吉井川森林計画区(岡山県)、江の川上流森林計画区(広島県)、太田川森林計画区(広島県)を変更します。

2 市町村合併による計画の変更

平成22年1月16日の合併により山口県阿武郡阿東町が山口市に編入されたため、萩森林計画区と山口森林計画区の計画を変更します。

変更した面積は、次のとおりです。

単位：百ha

内 訳		山口森林計画区		萩森林計画区		萩から山口に編入した面積
		現計画	新計画	現計画	新計画	
総面積		38	55	32	15	17
国官別	国有林野	29	41	24	12	12
	官行造林地	9	14	8	3	5
機能類型	水土保持林	27	38	23	12	11
	森林と人との共生林	1	2	1	—	1
	資源の循環利用林	10	15	8	3	5

(参考1)

現計画と新計画との森林面積の対比(経常樹立)

単位:百ha

森林計画区	総面積	国有林野、官行造林地別		森林の区分		
		国有林野	官行造林地	水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
越前 (福井県)	309	291	18	188	102	18
	309	290	18	190	100	18
北伊勢 (三重県)	28	25	3	22	1	5
	28	25	3	23	1	4
由良川 (京都府)	43	28	15	21	3	19
	43	28	15	24	3	15
北山・十津川 (奈良県)	89	87	2	63	23	4
	89	87	1	63	23	3
紀中 (和歌山県)	26	23	3	19	2	5
	26	23	3	19	2	5
高梁川下流 (岡山県)	106	96	10	73	6	27
	105	96	9	87	6	13
高梁川上流 (広島県)	37	37	0	33	2	2
	37	37	0	33	2	2
計	638	587	51	419	139	80
	636	586	49	440	137	60
[差引]	-2	-1	-2	21	-2	-20

注:上段は、現計画、下段は、新計画

注:計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(参考2)

現計画と新計画との計画量の対比(経常樹立)

1 伐採立木材積

単位:千m³

森林計画区	主伐		間伐		合計	
	現計画	新計画	現計画	新計画	現計画	新計画
越前	109	47	68	58	177	105
北伊勢	16	40	64	79	80	119
由良川	161	224	39	48	200	272
北山・十津川	14	5	107	139	121	144
紀中	63	83	109	68	172	151
高梁川下流	256	143	399	352	655	495
高梁川上流	80	36	178	101	258	137
計	699	578	964	845	1,663	1,423

2 造林面積

単位:ha

森林計画区	人工造林		天然更新	
	現計画	新計画	現計画	新計画
越前	11	-	57	5
北伊勢	50	45	27	33
由良川	20	11	73	67
北山・十津川	21	5	90	53
紀中	50	151	7	-
高梁川下流	481	281	35	318
高梁川上流	250	102	24	69
計	883	595	313	545

3 林道新設及び治山施設

森林計画区	林道開設(km)		治山施設(施工地区数)	
	現計画	新計画	現計画	新計画
越前	2	1	45	52
北伊勢	4	4	11	5
由良川	1	4	4	19
北山・十津川	7	5	32	12
紀中	3	4	29	22
高梁川下流	15	10	12	13
高梁川上流	2	3	8	6
計	34	31	141	129

(参考3)

現計画と新計画との対比(変更計画)

1 林道の開設・拡張に係る計画の変更

(1) 新設

単位: km

森林計画区	現計画	新計画	森林計画区	現計画	新計画
加賀	—	(1) 3.13	天神川	(7) 8.50	(8) 10.00
尾鷲熊野	(10) 10.80	(14) 16.38	千代川	(8) 12.00	(9) 13.50
湖 南	(5) 7.50	(8) 10.00	江の川下流	(1) 1.00	(2) 2.15
大 阪	—	(1) 0.82	斐伊川	(3) 7.30	(6) 9.65
揖保川	(9) 8.10	(12)14.90	高津川	(1) 1.00	(7) 7.40
紀 南	(3) 2.80	(10) 8.00	江の川上流	(7) 4.90	(11) 11.63
日野川	(4) 3.80	(5) 5.80	山 口	—	(2) 2.34

(2) 拡張

単位: km

森林計画区	現計画	新計画	森林計画区	現計画	新計画
天神川	(5) 2.20	(5) 2.80	江の川上流	—	(1) 1.00

注: 上表の(1)(2)ともに ()は路線数

2 市町村合併による計画の変更

(1) 森林計画区の面積と機能類型別の面積

単位: 百ha

森林計画区	総面積	国有林野、官行造林地別		森林の区分(機能類型)		
		国有林野	官行造林地	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
山 口	38	29	9	27	1	10
	55	41	14	38	2	15
萩	32	24	8	23	1	8
	15	12	3	12	—	3

注: 上段は現計画、下段は新計画

(2) 伐採立木材積

単位: 千m³

森林計画区	主伐		間伐		合計	
	現計画	新計画	現計画	新計画	現計画	新計画
山 口	92	128	125	149	217	277
萩	74	38	50	26	124	64

(4) 林道拡張

単位: km

森林計画区	現計画	新計画
山 口	(2) 1.00	(3) 1.65
萩	(1) 0.65	—

(5) 治山施設(施工地区数)

森林計画区	現計画	新計画
山 口	14	19
萩	9	4

注: ()は路線数